

(書式 1-2-8-1)

債務の負担者を記載する場合

遺言書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、遺言者の所有する次の財産を、妻〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

1 土地

所在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目
地番 〇〇番地
地目 宅地
地積 〇〇〇・〇〇平方メートル

2 建物

所在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
家屋番号 〇〇番
種類 居宅
構造 木造瓦葺式階建
床面積 一階 〇〇・〇〇平方メートル
二階 〇〇・〇〇平方メートル

第2条 遺言者は、前条の不動産の購入資金として遺言者が〇〇銀行〇〇支店から借り受けた下記の債務を、前記妻〇〇〇〇に負担させる。

記

借受日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
元本額 金 2 0 0 0 万円

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印



解説

債務も相続財産であるから、遺言でその承継者を定めることができる。ただし、その効力は相続人間の内部的関係を規律するにとどまり、債権者を拘束しない。そのため、債権者は、各相続人に対し、その相続分に応じて債務の履行を請求することができる。

したがって、遺言の内容どおりに債務を承継するときは、遺言の効力発生後、債権者の承諾を得て債務の書換手続をする必要がある。



* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所